

- 一つ目は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する合理的配慮について、御説明いたします。
- まずは、こちらのフリップを御覧ください。

一般的に「合理的配慮」というのは、様々な状況にある子供に、同じような支援を、同じ分だけ提供するというのではなくて、例えば、こちらが合理的配慮のラインだとしたら、たくさん配慮しなければならない子もいれば、少しでいいよ、という子もいます。例えば、一人一個ずつとか、そういう平等というような概念が、今なくなってきている、違う形になってきていると思っていまして、このフリップのように、合理的配慮のゴールに向かって、その人に〔合わせて〕配慮の形、量、質が変わってくると思います。
- 一方で、支援に当たって、例えば極端な例ですけれどもすぐには、ICT機器が10台しかないのに、支援のために100台必要といった状況では実現できませんので、全てに対して配慮ができるというわけではございません。逆に言うと、過剰な支援を要求されてもなかなかそれは難しいわけで、ですから「合理的配慮」というふうに呼んでおります。
- 学校における「合理的配慮」の具体例といたしましては、例えば、聴覚過敏のある児童生徒等のために教室の机の脚に緩衝材、よくテニスボールみたいなものを付けていますけれども、それを付けて雑音を軽減するとか、あるいは読み・書き等に困難のある児童生徒等のためにですね、授業とか試験でのタブレット端末等のICT機器の使用を許可する、というようなことが挙げられるかと思えます。
- また、合理的配慮や必要な支援を適切に実施するために作成しております「個別の教育支援計画」を、保護者との共有や進学先への引継ぎに積極的に活用するよう、県立中・高等学校や市町教育委員会と連携を進めております。
- 本日は、合理的配慮に関する県教育委員会の取組の一環として、本県の公立高等学校の入学者選抜における取組を御紹介させていただきます。
- 本県の入学者選抜においては、疾病又は障害等のために、受検の際に特別な配慮を希望する者に対して、申請に基づき特別の措置を実施しているところでございます。
- それでも中にはですね、自分の場合は申請しても無理だろうとか、入試ではできないだろう、と不安に思っておられる方もいらっしゃるのではないかと思います。

- こうしたこともありまして、今後これから、本格的な受験シーズンを迎えるに先立ちまして、制度の更なる周知のために、この資料のですね、裏面にありますように「広島県公立高等学校入学者選抜における特別措置について」の受検生、それから保護者向けの資料を新たに作成いたしました。
- 一つ取り上げて申しますと、この〔裏面の真ん中辺りの〕表の一番下にあります、「その他の特別措置」の「問題文等の読み上げ」につきましては、過去において「人による代読」というようなことも、措置を行ったことがございます。
- 今後は、例えば、時代としてはＩＣＴ機器を活用した読み上げなども、検討してまいりたいと考えております。
- この資料に挙げております例は、特別措置として検討する内容の一部でありまして、これ以外の特別措置も行ってまいりたいと思います。人はそれぞれ違いますから、先ほどのフリップのように配慮事項や内容も異なってくるということです。
- 特別措置は、申請に基づいて受検者個々の状況に応じて検討し、措置の可否、できる、できないも含めまして、実施内容を決定することから、全てに対応ということとはできないかもしれませんが、まずは困ったことがあれば、是非、御相談いただければと思っております。
- 一つ目の説明は、以上でございます。